

---

平成29年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成29年12月8日 (金曜日)

---

議 事 日 程 (1)

平成29年12月8日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第50号 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第51号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第52号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第53号 地方独立行政法人芦屋中央病院が行う出資等に係る不要財産の納付の許可について

第8 議案第54号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について

第9 議案第55号 指定管理者の指定について

第10 議案第56号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)

第11 議案第57号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

第12 議案第58号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)

第13 承認第3号 専決処分事項の承認について

第14 報告第7号 専決処分事項の報告について

第15 報告第8号 専決処分事項の報告について

第16 発議第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

---

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉      書記 中野 功明      書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

---

【 傍 聴 者 数 】 3名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 29 年芦屋町議会第 4 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

---

### 日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12 月 8 日から 12 月 20 日までの 13 日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

### 日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、3 番、今田議員と 9 番、川上議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第 3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

平成 29 年芦屋町議会第 4 回定例会の議案上程前に、平成 29 年芦屋町議会第 3 回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず 1 点目は、福岡三越開店 20 周年記念展覧会「芦屋釜の美」の開催についてです。

10 月 1 日から 5 日まで展覧会「芦屋釜の美」が三越ギャラリーにて開催されました。芦屋釜

の里の所蔵作品である茶の湯釜20点などを展示し、7,000人を超える御来場をいただきました。期間中は天神市民茶会も同時に開催され、茶道関係者を中心に芦屋釜や芦屋釜の里事業を周知することができ、あわせて芦屋鋳物師の養成・独立について周知を行うことができました。また三越のギャラリーで展覧会を行うことで、現代の芦屋釜の評価を高めることにつながったと考えております。これからも芦屋釜復興について、積極的に周知してまいりたいと存じます。

2点目は、町民体育祭の開催についてです。

今年で60回目を迎えた町民体育祭を10月8日に開催しました。昨年度は悪天候のため、やむを得なく中止となり、2年ぶりの体育祭でしたが、大会テーマ「～つなぐバトン～ 地域みんなの心と絆」のもと、町民総踊りの芦屋音頭や各種競技に、全自治区や各種団体から多くの皆さんに参加していただき、大変盛り上がったと感じております。今後も、この町民体育祭が住民の皆さんの心と絆をつなぎ、笑顔あふれる地域への活力となるよう、自治区や各種団体と共に力を合わせて、取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、第37回全国豊かな海づくり大会福岡大会の開催についてです。

「育もう 海 人 地域 みんなの未来」をテーマに10月29日に全国豊かな海づくり大会福岡大会が宗像市で開催され、福岡県内の特色ある漁業や水産物などの魅力を全国に発信しました。宗像ユリックスでの式典行事には、天皇皇后両陛下が御臨席し、開催されましたが、午後には予定されておりました海上歓迎・放流行事は、台風による荒天のため、残念ながら中止となっております。

4点目は、芦屋基地への要望活動についてです。

芦屋町基地対策協議会の要望活動として、5月12日、町議会議長や区長会会長とともに芦屋基地司令に面会し、要望書を提出しました。内容は、滑走路延長に関する住民への説明として、新たな方向性が定まった場合の速やかな説明の要請や災害発生時の緊急避難場所としての基地開放、基地外居住者に対しての自治区加入促進の協力依頼など、9項目を要望しました。また、10月30日に九州防衛局へ滑走路延長事業や住宅防音工事の対象時期、対象地区の拡大、機能復旧工事の予算措置の拡大など6項目を要望しました。

5点目は、あしや砂像展2017の開催についてです。

10月20日から11月5日までの間、あしや砂像展を開催いたしました。今年度はテーマを「祭り」とし、メイン砂像の博多祇園山笠、青森のねぶた祭り、唐津くんちなど、身近な作品のその精巧さや迫力に多くの来場者が満足され、あしや砂像展の魅力を感じていただけたのではないかと考えております。来場者数は、期間中の2度の日曜日が台風による荒天の影響で、昨年を下回る約3万6,000人となりました。

6点目は、栃木県佐野市との文化交流事業についてです。

親善都市である佐野市とは、平成27年度からお互いの共通文化である鋳物と茶道に関する成人を対象に、文化交流事業を実施しております。今年度は11月10日から11日まで、芦屋町から町長の代理として鶴原副町長を初め、鋳物師や茶道関係者など、8人が佐野市を訪問。交流茶会や芦屋釜の里学芸員による芦屋釜についての講演会などが実施され、多くの佐野市民の皆さんに芦屋釜について知っていただくとともに、大いに交流を深めてまいりました。

7点目は、第8回祭りあしやの開催についてです。

11月5日、砂像展最終日に芦屋海浜公園駐車場にて、祭りあしやが開催されました。町内の各種団体やグループで構成された実行委員会による手づくりイベントで、当日は天候にも恵まれ、過去最高となる多くの皆さんが来場され、住民の交流や、町のにぎわいづくりに楽しい時間を過ごすことができました。この祭りあしやを盛り上げるために御協力いただきました実行委員会や出演者など、数多くの皆さんに心から感謝を申し上げます。

8点目は、芦屋町功労表彰についてです。

11月6日、平成29年度芦屋町功労表彰を行いました。功労表彰は、民生委員・児童委員として福祉の向上に貢献された片山久恵さん、スポーツ・レクリエーションの普及発展に貢献された今村彰さん、消防団員として民生保全に貢献された入江貴大さん、西山勝之さん、平野典利さんの5人です。皆さんの功績に感謝申し上げたところです。

9点目は、松植栽事業についてです。

11月18日、白浜保安林で潮風や飛砂の害から守る松林の再生のため、宝くじ松の1,000本、がんばれ芦屋町ふるさと応援基金の250本、合計1,250本を航空自衛隊芦屋基地や遠賀町、地元地域のボランティアの皆さん、約140人で松の植樹を行いました。

近年、松枯れによる被害が増加しており、松林の保護のための皆さんの活動に感謝を申し上げますとともに、今後も保安林の機能回復を図ってまいりたいと存じます。

10点目は、芦屋中央病院建設工事の完了予定についてです。

芦屋中央病院建設工事は、平成28年9月末に着工し、15カ月の工事期間を経て、平成29年12月末に病院に引き渡される予定です。引き渡し後の予定では、MRIやCTなどの新規に購入する医療機器の搬入と現病院からの備品の移設を行い、2月に記念式典と内覧会を実施します。また、入院患者の移送は3月1日に行い、外来診療は翌日の3月2日から開始する予定です。なお、病院外周道路につきましては、12月の15日から供用開始を行う予定としております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

## ○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わりました。

次に、日程第4、議案第50号から日程第16、発議第5号までの各議案については、この際

一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございますが、議案第50号の芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年4月1日より、地方創生にかかわる組織及び地域課題の解決に向けた組織体制等を構築するため、条例の一部と関連条例を改正するものでございます。

議案第51号の芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋中央病院の移転開院に伴い、新規に路線を延長することにより、芦屋タウンバス使用料を一部見直すため、条例を改正するものでございます。

議案第52号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、入居者が認知症など収入報告書の提出を行うことが困難な事情にある場合、事業主による閲覧等によって把握した収入に基づき、家賃算定の手続が進められるよう改めるため、条例を改正するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第53号の地方独立行政法人芦屋中央病院が行う出資等に係る不要財産の納付の許可につきましては、地方独立行政法人芦屋中央病院の新病院への新築移転に伴い、現病院の土地及び建物等が不要財産となり、出資などに係る不要財産を芦屋町へ返納するためには、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定に基づき、町の認可が必要となるため、同条第5項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第54号の地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更につきましては、地方独立行政法人芦屋中央病院の新築移転に伴い、法人及び病院の所在地を変更し、また芦屋町からの出資に係る財産のうち、現病院の土地及び建物等を削除するため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第55号の指定管理者の指定につきましては、芦屋町老人憩の家の指定管理者を指定する

ため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に補正予算議案でございますが、議案第56号の平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,500万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、社会保障・税番号制度補助金や福岡県漁業関係事業費補助金を措置したほか、財政調整基金繰入金などを増額計上しております。

歳出につきましては、マイナンバー制度に伴うシステム改修費、柏原漁港泊地浚渫工事、路線変更に伴うバス事業費を計上しております。なお、柏原漁港泊地浚渫工事については繰越明許の措置をしております。

議案第57号の平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、直営診療施設に係る国民健康保険調整交付金の交付決定により、特別調整交付金の増額を計上し、歳出については、中央病院事業費の増額を計上しています。

議案第58号の平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入では、電話投票、協力場の売り上げ増に伴う発売金96億1,753万8,000円を増額計上しております。収益的支出では、発売金の増額に伴い、払戻金などの開催費86億2,033万円を増額計上しております。

次に承認議案でございますが、承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、衆議院解散に伴う選挙費用について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。

次に報告案件でございます。

報告第7号の専決処分事項の報告につきましては、タウンバス中型車両の購入契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、新後水団地建設工事（建築）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、9番、川上議員に発議第5号の趣旨説明を求めます。川上議員。

**○議員 9番 川上 誠一君**

おはようございます。9番、川上です。

お手元の意見書を読み上げまして趣旨説明とさせていただきます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。その中小業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合で86万円、家族の場合で50万円、このわずかな控除額が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、後継者育成にも大きな妨げとなっています。

税法上は青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、白色申告者と差をつける制度自体が矛盾しています。

昨年3月国連女性差別撤廃委員会からも所得税法の見直しを検討することを勧められた税制の検討に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は検討していかなければならないと答弁しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、自家労賃を必要経費と認め、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価しています。

よって、国連からの勧告、政府の見解などから、人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、所得税法第56条を廃止することを求めます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長 小田 武人君**

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第51号についての質疑を許します。田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

議案第51号ですが、4ページ、5ページ、6ページにわたる別紙の資料があります。これ、

ちょっと階段みたいな表ですね、わかりにくいので、ちょっと御説明いただきたいんです。この1、海浜公園・遠賀川駅線の往路ということで、港湾緑地発から遠賀川駅ですね、これ。そして2は逆に、遠賀川駅から港湾緑地行きということなんですが、上と下を見ると、上は浜口南というのがありますが、2番は浜口しかないですよ。それと4番の中央病院・遠賀川駅線の使用料、中央病院が今回、メインとなっておりますと思うんですが、よく見てみると、左からですね、松の本、その次が祇園崎、そして中央病院となっておりますが、浜口とか鶴松団地とか、その辺の人たちは、これは中央病院に行くのはどうしたらいいのかなと思います。質問、いいですか。お答えをお願いします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず、4ページの表の1と2について、浜口南のバス停が復路の分でないという質問についてお答えします。バス停の位置が問題になっています。浜口南のバス停は、行きは、往路の場合は、遠賀町に行く道沿いにあるんですけど、復路の場合は、浜口南のバス停を右折した後にバス停がございます。そのために、そこをとまることができないために、浜口南のバス停を抜きとっているところでもあります。

それから5ページの4の表、中央病院から遠賀川駅線につきましては、まず即効性を重視するために、祇園崎から遠賀川の堤防を通過して松の本に抜ける路線となっております。その方々の、浜口南、浜口とかいうところのバス停から中央病院に行くというところはですね、この便が全てじゃないわけでありまして、遠賀川駅線から海浜公園に向かっている便が一番多い便でございます。30便ほどありますので、それで向かうこともできますし、また市営バスも通っていますので、市営バスで向かうこともできます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

なかなか大変、事務方も大変苦労されているなと思います。

それです、2回目はこの1、2、3、4、5、次のページですね、6ページの6、それぞれ本数で言えば何本ずつあるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

申しわけありません。きょう、その辺の資料を持って来るのを忘れましたので、後日回答したいと思います。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第55号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

議案第55号であります。社協が、こちらまた指定管理として仕事を受けるということですが。大分施設が老朽化されておりまして、いろいろな問題がここにおいて起きております。これは今後どのような、3つともそのまま、またやりかえるのかとかいう議論があるかと思いますが、社協のほうからそんな提案とか何か、そういう、どうしたらいいかとかいうようなやりとりはあっておりますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現状の運営に関する御提案というのはございますけども、将来的に施設をどのようにしてほしいとか、どのようにすべきだという御意見はいただいております。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

私も所管ではないので、余りわからないところがありますが、これはいつ結論を出すのか、この3つをですね、存続、3つとも存続させるのか、どこか1つにするのかというような議論がいつごろ決定されるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

老人憩の家に関しましては、現在、担当課で検討し、企画政策課等と調整も行っておまして、まだ町としての正式な方向性は決定していないような状況です。いつというのはちょっと今時点でははっきり申すことはできませんけども、今後の高齢者に必要な施策等を踏まえ、高齢者の孤立防止とかですね、地域の方々の交流、健康づくり等ができるように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

関連になりますけれど、そういう老人憩の家に、何と言いましょかね、利用されている方々からの質問等もありましたものですから。三、四カ月、もう四、五カ月になりましょかね。アンケートを町としてとられましたよね。それについて、積極的に意見等を要望等を書いた方がおられるでしょうけど、その結果どのようになったのかというようなですね、ことを聞かれておりましたので、もしよかったら。以前、社協が出されたアンケートについては分析をされて、それを各施設に配付されておられましたね。その辺のことについて、町としては集約して、分析して、でき上がっていると思いますが、それはいつごろ配付される予定にされていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まずは、私どもが実施しましたアンケートにつきましては、町のホームページに掲載しておりますとともに、それぞれの老人憩の家に掲載しておりますので、そちらのほうで御確認できると思います。

それから、社会福祉協議会につきましても、施設のほうにですね、周知、掲示のために周知しておりますので、それで御確認できると思います。そういったものを反映して、今後の計画策定

に役立てたいということで、私どもは考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第56号についての質疑を許します。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

実は、一般会計の部分です、今回、ページ数12ページ、13ページのところで、防犯カメラ設置というのが上がっているんですけども、その概要といいますか、それについて御説明をお願いしたいのですが。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

防犯カメラにつきましては、まず芦屋小学校学童クラブにカメラを2台、モニターを1台、レコーダーを考えているところです。

次に13ページの民生費の子育て支援センターに備品購入で防犯カメラとなっておりますが、これもこの中に芦屋東小学校学童クラブが入っていますので、あわせてここにも同じようにカメラを2台、レコーダーとモニターを1台を予定しています。失礼しました、先ほど最初にお答えしたところが山鹿小学校学童クラブということで、訂正します。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

これは子供たちの安心・安全を見守るところで、2台でいわゆる、ある程度そういったものが足るのかな。いわゆる方向性の部分です。というのが、実は、浜口のほうで事故の部分が全く映っていなかったとか、そういったところで聞いておりますので、設置する以上は一つの効果というものを考えて、設置台数というものが必要だし、この管理する中でもですね、管理規程なり、そういういったものをきちっとつくった上で、今後運用していただきたいなということで、そんなところの分が準備されているのかどうかもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

台数が足りるのかという御質問ですが、山鹿小学校の出入り口が1カ所、現在1カ所です。東小学校のほうは出入り口が2カ所ありますので、双方2台ずつで出入りの管理はできると判断しています。管理規程につきましては、これからちょっと設置後ですね、考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第58号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）の6ページをお願いいたします。今回ここに開催収入ということで96億1,753万8,000円の増額補正がされております。既決の当初予算では457億2,127万2,000円と約20%の増額補正になっております。先ほど町長の提案理由の説明の中では、電話投票、協力場の売り上げ増というお話がございましたが、20%の金額を増額補填というのはちょっと当初予算の見込みがどうだったかなという思いがしております。それで96億1,753万8,000円の主な増額理由をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

発売金の増として、今回96億1,753万8,000円を計上しておりますが、この内訳でございまして、まずモーニングレースでの売り上げ、電話投票の売り上げが1日当たり約3,000万円ほどの増になっていることに伴いまして、54億4,700万円余りの増という形です。

それと8月に開催いたしましたレディースチャンピオン、プレミアムG Iでございまして、その際の電話投票売り上げが、当初見込み20億円を想定したんですけども、30億4,500

万余りの売り上げとなったということで、その分の増額分が10億4,500万円。それとあわせまして、協力場の売り上げが、一般戦のモーニングレースでの売り上げが約1日当たり1,600万円ほど当初見込みを上回っているというところの増となっているところに伴うものとして、28億7,600万円余り。それと8月に開催したレディースチャンピオンでの協力場売り上げが当初の見込みを上回ったということの分で、4,800万円余りということになっております。それと合わせて、売り上げ増に伴いますフライング等による返還金分として2億円を計上して、計96億1,753万8,000円余という形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

そうしますと、今回96億1,700万円相当の売り上げとなっておりますが、純利益と申しますか、基本的には売上金の約5%ぐらいが利益という話を聞いております。今回のこの96億1,700万円に対しましての競艇事業の純利益はいくらぐらいになる予定でしょうか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 藤崎 隆好君

今回の補正予算に伴います収益につきましては、9億9,700万、約10億の収益増ということになります。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、発議第5号についての質疑を許します。松岡議員。

**○議員 2番 松岡 泉君**

日程第16、発議第5号について質問させていただきます。

所得税法第56条の立法趣旨は、配偶者等に所得を分散させることによって、税負担を軽減しようとする租税回避行為を防止するために設けられたものであります。これは昭和25年、法改正が行われた際に、その防止を図るために追加されて、立法されておりますけれども、今回の意見書によりますと、これを廃止するというような意見書でありますけれども、これを廃止した場合ですね、不正な租税が助長される可能性が非常に高くなるんじゃないか。逆に青色申告を推奨する状況にある中、逆にですね、白色申告のほうに流れていく可能性が非常にあるんじゃないかと思うんですけれども、これについて意見書を出される上で考慮されたかどうかをお伺いいたします。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 9番 川上 誠一君**

租税回避措置の問題ですけど、確かに白色申告の中で、租税回避措置があるということで、そういったことを言われていますが、ただそれは白色申告だけではなくて、青色申告をした場合でもやはり、租税回避措置をとられているということで、税務署等からですね、修正申告とか、そういったものがありますので、単に白色だからそれが行われるということにはならないと思います。

それと、最近のを見ますと、例えば、そういった白色・青色だけではなくてですね、2016年のパナマ文書、2017年のパラダイス文書、こういったところでは大企業、資産家、政治家などがですね、5兆円ものタックスヘイブンを行って、租税回避を行っているという問題もあります。そういった点で見ればですね、そこら近所は、確かに税はちゃんと納めなきゃいけないというところが原則ですが、それを理由にちゃんと働いて税を納めている方も含めてですね、不利益を講じるということは、やはりあってはならないということだと思っております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

意見書の中にですね、人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せずというような文言が入っておりますけれども、平成16年ですね、この56条にかかわる法廷で争われた事例としてですね、特に有名な事例でありますけれども、最高裁の判決による判例の中で、56条に関してですね、立法の目的と関連で不合理性はないと。また平等性についてもですね、憲法第14条の1項にかかわる国民は法のもとに平等であるという観点からしてもですね、違憲性はないと最高裁が判決しているわけですけども。この件については、どのように捉えておられるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

確かに最高裁はそういった判例もあったかも知れませんが、例えば、1991年のですね、東京高裁の判決では、やはり個人の権利、権利意識の高揚、個人事業の実態変化などにより、立法の前提が変わってきているという、こういったことが指摘されております。

それと、ここにも書いてありますようにですね、第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた中ではですね、政府自体もですね、税制の検討ということで、所得税法第56条をですね、検討していかなければならないというようなことを言われています。

それと、09年の国会答弁の中でも、与謝野財務大臣がですね、やはりこの問題については研究していかなければならないというふうに言っております。やはり先ほど言いましたように、人権差別であるという、そういった点ではですね、松岡議員も言われましたが、憲法14条ではですね、全ての国民は法のもとに平等であって、政治的、社会的、また社会的関係において差別されないという、こういったことを言っております。そういった点ではですね、白色申告と青色申告ではですね、現在は白色もですね、帳簿の記帳とか、領収書を残すこととか、そういったことが青色と同じようにやられているということですね、格差がなくなっています。そういった点で56条を合理化する条件というのがですね、なくなってきている。また、56条が必要な理由にですね、租税回避の手段に利用されるおそれ、先ほど言いました。それから、家内家族の恣意的な所得分配などが指摘されています。それについてはですね、憲法13条では、全ての国民は個人として尊重される。こういったことが規定されてですね、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の最大限の尊重を必要とするという、こういったことを言っております。そういった点ではですね、こういったところがですね、職業選択の自由とかですね、そういったものも含めて、財産権の問題、そういったものにもかかわるのでですね、差別的なものであるということで、廃止することを求めているわけでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

3件目になりますので、最後にいたしますけれども。ここです、世界の主要国がこの必要経費については計上できるというお話ですけれども。これはちょっと私にもよくわからないんですが、よその国にですね、白色申告的なものがあるのかどうかです。通常であれば青色申告で正式なものでですね、先ほど川上議員が言われましたけれども、青色申告でも租税回避が行われているようなことがありましたけれども、基本的にはそういったことは起こらなくて、やはり個人の権利というのは主張しなければならないと思うんですけれども、この税に至ってはですね、国民の義務でありますので、租税というのは公平ではないといけないと思うんです。だから白色申告で、あちらは経費がこのくらい、こちらではこのくらいの経費とばらばらであったら、不公平感が非常に起こってくるんじゃないかな。そういう意味からするとですね、よその外国のやつが申告のやり方として、白色申告がどのくらいあるか掌握されているんでしょうか。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

白色申告がどれくらいあるかということは、掌握はしていません。ただ、ここにも書いていますようにですね、家族従業者の賃金が、経費が世界の流れということは確かでございます。

例えば、アメリカではですね、家族従業者であると否と問わず、正当な給与が事業経費として控除を認める。イギリスでは事業目的ために行われたものについて、事業上の経費として控除を認める。ドイツでは事業経費として使われた金額を全て控除するのが原則。フランスでは家族従業者に対する報酬は損金または必要経費として控除が認められる。韓国では従業員には配偶者、扶養親族も含まれ、給与が事業所得の必要経費として認められる。オランダでは家族従業員への賃金は控除可能ということになっています。日本は先ほど言いましたように、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入していないということで、同じ資本主義国の中でもですね、日本の税制自体はですね、弱者に対してやっぱり厳しい状況になっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第5号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第4、議案第50号から日程第13、承認第3号及び日程第16、発議第5号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさんでした。

午前10時57分散会

---